

佐潟デジタルコンテンツ作成業務委託仕様書

1 業務委託名

佐潟デジタルコンテンツ作成業務委託

2 事業目的

本事業は、小中学生が平成8年にラムサール湿地条約に登録された佐潟の自然環境、歴史などの魅力や、仮想現実（VR）などの先端技術などを活用することで、佐潟から離れた場所でも現地へ行ったかのような体験を学習ができるようなデジタルコンテンツを作成し、タブレットなどの機器を使った総合学習の授業等で活用することにより、佐潟や自然への理解を深めることを目的に実施するもの。

3 業務期間

契約締結の翌日から令和6年3月29日（金）まで

4 業務内容

(1) デジタルコンテンツのコンセプト

- ・佐潟に関する動画、画像、先端技術であるVRなどを活用することで、小中学生が佐潟の自然環境、歴史などに関心を持ち、自然への理解を深めることができ、佐潟から離れた場所でも現地へ行ったかのような体験を学習できるデジタルコンテンツを作成すること。
- ・湿地センターの建物内を立体的に移動でき、タブレットのアイコンをタップすることで、下記の情報を取得することができ、VR等の先端技術を活用し、佐潟の環境が学習できるデジタルコンテンツを作成すること。
 - 佐潟に関連する動画、画像などの再生・表示
 - 佐潟に生息する植物、昆虫の情報などの閲覧
 - 離れた場所でも佐潟に行ったかのような体験学習ができるコンテンツ
 - 佐潟に関連するイベント情報などの表示
 - 佐潟に関する音声案内
 - 上記の他に、小中学生が佐潟に興味をもつと想定されるコンテンツ
- ・VR技術の活用にあたってはGoogle等の追加アクセサリーが不要なコンテンツにすること。

(2) デジタルコンテンツの配信

- ・(1)において作成したデジタルコンテンツは公開まで受託業者が責任を持って各種設定を行うとともに、必要な手続き及び保守管理を行うこと。

- ・令和6年3月15日（金）までにデジタルコンテンツの作成を完了し、「新潟市 G I G A S U P P O R T W E B」などの本市ホームページに掲載し、「新潟市 G I G A スクール構想推進ガイドライン」により整備されたタブレット端末（iP a d）で閲覧可能にすること。
- ・配信に当たっては必要な手続きを行い、配信中の保守管理や問い合わせによる対応及び不具合が確認された場合は市の要請により速やかに対応すること。
- ・市がデジタルコンテンツを運用するためのマニュアル等を作成すること。
- ・デジタルコンテンツは、2年目以降のコンテンツ追加に対応できるよう、拡張性を考慮すること。

（3）デジタルコンテンツの広報、効果的な活用方法に関する提案

専門的な立場から、他市事例や今後の技術革新も見据え、本業務目的達成のための効果的な提案がある場合は積極的に提案し、市と連携して実施すること。

完成前に市がデジタルコンテンツの広報を行う場合、画像の提供など、必要な協力を行うこと。

（4）作成にあたっての留意点

- ・市と業務開始前に業務全体の工程や進め方を協議すること。
- ・提案を元に市より提供する資料（写真、生息する生態情報、調査報告書等）やアドバイスに基づき、改めて提案を行い決定すること。
- ・佐潟の実写映像に、一般の方を含めて撮影する場合は、本業務において市が映像を使用、公開することについて、問題が生じないようにすること。
- ・多言語への対応は必須とはしない。ただし、デジタルコンテンツに関する広報、活用において、提案者が多言語化の必要性を認めた場合、多言語化機能の実装を行って差し支えない。

5 再委託について

受託者は、本業務を一括して第三者に再委託することはできない。なお、本業務の一部を第三者に委託する場合には、書面により本市の承諾を得ること。

6 監修等

- ・デジタルコンテンツの作成については、最終成果品の納品までに、本市の担当職員及び本市が指定する関係者に対して2回以上の中間報告を行い、承認を得ること。
- ・最終の中間報告は令和6年3月8日（金）までに、最終成果物の動作環境と同程度の環境で、デジタルコンテンツの動作確認も行うこと。

7 納入成果物

成果物	内容	納入時期
CGデータ	記憶媒体にて提出する。(DVD又はその他の媒体) ただし、その他のコンテンツにも転用可能なものとするため、すべての制作過程におけるコンテンツデータを別途納品するものとする	納品時
操作手順書及び 運用手順書	システムの操作方法(一般利用者及びシステム管理者用)や運用方法をまとめたもの	納品時
障害対応マニュアル	障害時における復旧手順等についてまとめたもの	納品時
その他	事業実施に当たり、市と受託者にて協議し、必要と認められたもの一式	適時

8 検収

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。

市は業務完了報告後速やかに納品物の検査を行い、その結果不備が認められた場合、受託者は可能な限り不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。

また、市は再度納入された成果物の検査を速やかに行う。

9 その他、業務執行上の留意点

- ・事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても新たな提案を妨げるものではない。
- ・業務の実施にあたり、第三者(市及び受託者以外のもの)が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理等、利用に必要な措置を講じること。また、人物を撮影する場合は、必要な肖像権の処理を行うこと。
- ・成果物及び事業の実施に伴うコンテンツに関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、すべて市に帰属する。
- ・成果物については、原則として市が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、制作の都合上止むを得ず、著作権等を市に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に市に申し入れを行い、了解を得ること。市に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、市と協議すること。
- ・成果物について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- ・受託者は本業務を実施するための個人情報の取り扱いについては、新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年条例第4号)を遵守し、業務の履行上知り得た情報

等については、契約期間中及び契約期間終了後も第三者に漏らしてはならない。

- ・仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合は、本市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で決定するものとする。